改正案

現行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この訓令は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく基幹放送の業務の認定(電波法(昭和25年法律第131号)第7条第2項に基づく特定地上基幹放送局の免許を含む。)及び法第97条第1項の規定に基づく放送事項等の変更許可、法第126条から第128条までの規定に基づく一般放送の業務の登録及び法第130条の規定に基づく一般放送の業務の変更登録、法第140条の規定に基づく受信障害区域における再放送並びに法第159条第2項(法第165条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この<u>訓令</u>において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

「削除〕

第1章 総 則

(目的)

第1条 この達は、放送法(昭和25年法律第132号。以下「法」という。) 第52条の4第3項の規定に基づく有料放送の契約約款の認可、第52条 の13第1項の規定に基づく委託放送業務の認定及び第52条の17第1 項の規定に基づく委託放送事項の変更許可並びに第52条の30第2項 (法第52条の36第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規 定に基づく認定放送持株会社の認定に係る審査基準を定めることを目的と する。

(用語の定義)

第2条 この<u>達</u>において使用する用語の意義は、法及び放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第2章 有料放送の契約約款の認可

(趣旨)

第3条 <u>法第52条の4第3項の規定による有料放送の契約約款の認可を</u> 行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(有料放送の契約約款の認可)

- 第4条 有料放送の契約約款の認可は、次の各号に適合していると認めるときに行う。
- (1) <u>役務の料金以外の提供条件については、有料放送事業者及びその受信者</u> の責任に関する次の事項が適正かつ明確に定められていること。
  - ア 契約の締結に関する事項 契約の単位、申込み手続、契約の成立、契約の有効期間
  - <u>イ</u> <u>役務の提供に関する事項</u> <u>役務の提供開始時期、提供方法</u>
  - ウ 料金の支払いに関する事項 料金額、支払い期日、支払い方法等
  - <u>工</u> <u>役務の停止等に関する事項</u> <u>不可抗力による役務の停止、障害時の措置等</u>
  - <u>オ</u> 契約の解除、変更等に関する事項 解除事由、変更手続、契約上の地位の承継等
  - 力 受信者の個人情報の保護に関する事項

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)に基づく個人情報の適正な取扱いに関する措置又は同等の措置

(2) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。 人種、信条、性別、社会的身分その他これらに類する事由による差別 第2章 地上基幹放送の業務の認定等

- 第3条 地上基幹放送の業務の認定等に当たっては、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) 地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
  - (2) 認定等を受けようとする者(以下「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。
  - (3) 申請者が設立中の法人であるときは、当該法人の設立が確実であると認められるものであること。
  - (4) 地上基幹放送の業務が確実に開始され、かつ、継続的に運営される ことを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。
    - ア 事業開始までの所要資金の調達見通し 事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法 が適正なものであること。
    - イ 事業開始以後の継続性

事業収支見積りについては、各年度毎に費用が適正に算出され、 収入は合理的な収入予測を基に算出された内容のものであって、事 業開始以後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当 的取扱いのほか、合理的な理由がなく、同一サービス内容について、特 定の視聴者に対し不当な料金格差を設ける等の差別的取扱いが定められ ているものでないこと。

#### 性があること。

- (5) 法第93条第4項に規定する事業計画書及び事業収支見積書等については、その記載内容が認定等を受けようとする地上基幹放送の業務に係る放送対象地域における諸般の状況等から判断して、客観的に適切な内容のものであり、確実にその事業の計画を実施することができるものであること。
- (6) 地上基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。
  - ア 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、法第111条 第1項に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保 守等の業務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確 実に実施することができる適正な要員の配置や緊急時の連絡体制 が整備されていること。
  - <u>イ</u> 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (7) 地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合 するものであること。
  - <u>ア</u> 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障 に対する措置は、別添1による措置が講じられていること。
  - イ 法第111条第2項第2号の規定による地上基幹放送の品質 に対する措置は、別添2による品質が適正であるようにするこ と。
- (8) 法第93条第1項第4号、基幹放送の業務に係る表現の自由享有基

準に関する省令(平成23年総務省令第○○号。以下「自由享有基準」という。)及び基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準に関する省令の認定放送持株会社の子会社に関する特例を定める省令(平成23年総務省令第○○号。以下「認定放送持株会社の子会社に関する特例」という。)に規定する要件に適合していること。

(9) 自由享有基準第3条第1項第3号及び認定放送持株会社の子会社 に関する特例第4条第1項第3号において、次に掲げる地域は隣接す る放送対象地域として扱う。

北海道と青森県、千葉県と神奈川県、広島県と愛媛県、福岡県と山口県、兵庫県と徳島県、長崎県と熊本県、鹿児島県と沖縄県

- (10) 自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会社に関する特例 第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権の10分の1 又は100分の33.3333を超える議決権を有しているか否か の判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウまでに掲 げる場合にあっては、当該アからウまでに定めるところにより、これ らの議決権を合算して行うものとすること。
- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る 株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者の 有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融 商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金 融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項 の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。以下同 じ。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うこと

ができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同 一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決 権は当該一の者の有する議決権とみなす。

- イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員(以下「理事等」という。)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。
- ウ イの本文の規定は、地上基幹放送の業務を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下この号において「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。

(11) 認定等をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の 普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

- (12) <u>当該業務を行おうとする者が法第93条第1項第6号イからルまで</u> の各規定に該当しないこと。
- 第4条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めるとき は、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第3章 衛星基幹放送の業務の認定等

(趣旨)

第5条 法<u>第93条第1項</u>による<u>衛星基幹放送の業務</u>の認定及び<u>第97条</u> 第1項による<u>放送事項等</u>の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

- 第6条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。
- (1) 衛星基幹放送の業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

基幹放送普及計画 (昭和63年郵政省告示第660号) に基づき、基 幹放送局の免許を受けた者において、現に認定基幹放送事業者の衛星基 幹放送の業務の用に供していない周波数があり、申請に係る衛星基幹放 送の業務を確実に実施できること。

(2) 衛星基幹放送の業務を維持するに足りる経理的基礎があること。

第3章 委託放送業務の認定等

(趣旨)

第 5条 法第 5 2条の 1 3 第 1 項による <u>委託放送業務</u>の認定及び 第 5 2条 <u>の 1 7 第 1 項</u>による <u>委託放送事項</u>の変更許可を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

<u>第6条</u> 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行なう。

(1) 受託放送役務の提供を受けることが可能であること。

放送普及基本計画 (昭和63年郵政省告示第660号) に基づき、受 <u>託国内放送又は受託内外放送をする無線局</u>の免許を受けた者において、 現に<u>受託放送役務の提供をしていない</u>周波数があり、申請に係る<u>委託放</u> 送業務を確実に実施できること。

(2) <u>委託放送業務</u>を維持するに足りる<u>財政的基礎</u>があること。

<u>衛星基幹放送の業務</u>が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、経理的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し

事業開始までに必要な資金の調達が可能であり、かつ、その方法が 適正なものであること。

イ 事業開始後の継続性

事業収支見積りについては、各年度毎に費用が適正に算出され、収 入は合理的な加入予測を基に算出された内容のものであって、事業開 始後において継続的な運営を確保するための資金計画に妥当性がある こと。

- (3) 衛星基幹放送事業者の業務を維持するに足りる技術的能力は、次に適合するものであること。
  - ア 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が法第111条第1項 に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業 務(以下この章において「設備維持業務」という。)を確実に実施す ることができる適正な要員の配置や緊急時の連絡体制が整備されて いること。
  - <u>イ</u> 設備維持業務に従事する者が当該業務を確実に実施することができる実務経験等の能力を有していること。
- (4) 衛星基幹放送の業務に用いられる電気通信設備は、次の要件に適合するものであること。
  - ア 法第111条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に対 する措置は、別添1による措置が講じられていること。

<u>委託放送業務</u>が確実に開始され、かつ、継続的に運営されることを確保するため、財政的基礎が次に適合すること。

ア 事業開始までの所要資金の調達見通し (同左)

イ 事業開始以後の継続性

(同左)

- <u>イ 法第111条第2項第2号の規定による衛星基幹放送の品質に対</u> する措置は、別添2による品質が適正であるようにすること。
- (5) 法第93条第1項第4号、自由享有基準及び認定放送持株会社の子会 社に関する特例に規定する要件に適合していること。

この場合において自由享有基準第8条又は認定放送持株会社の子会 社に関する特例第9条の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権 の10分の1又は100分の33.3333を超える議決権を有して いるか否かの判定は、一の者の名義に係る議決権のほか、次のアからウ までに掲げる場合にあっては、次のアからウまでに定めるところによ り、これらの議決権を合算して行うものとすること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る 株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者 の有する議決権とするものとする。また、一の者が、<u>未公開株式</u>に 係る議決権の行使について<u>、信託契約に基づき</u>指図を行うことがで きる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一 の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決 権は当該一の者の有する議決権とみなす。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、<u>衛星基幹放送の業務</u>を行おうとする者の議決権を有する場合、 その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般 (3) <u>季託して放送をさせることによる表現の自由ができるだけ多くの者</u> <u>によって享有されるようにするためのものとして規定される規則第1</u> <u>7条の8に合致すること。</u>

この場合において、規則第17条の8の規定に基づき、一の者が法人 又は団体の議決権を有しているか否かの判定は、一の者の名義に係る議 決権のほか、次のアからウまでに定めるところにより、これらの議決権 を合算して行うものとすること。

- ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る 株式の所有者の名義が異なっていても、その議決権は、当該一の者 の有する議決権とするものとする。また、一の者が、信託契約に基 づき、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項 に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67 条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株 式に係る議決権の行使について指図を行うことができる権限を有す る場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権 を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者 の有する議決権とみなす。
- イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、<u>委託放送業務</u>を行おうとする者の議決権を有する場合、その議 決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法

社団法人等が、<u>衛星基幹放送の業務</u>を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の<u>理事等</u>を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

- ウ イの本文の規定は、<u>衛星基幹放送の業務</u>を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下<u>この号に</u>おいて「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に準用する。
- (6) 認定をすることが<u>基幹放送普及計画に適合することその他</u>放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙2の基準に合致すること。

(7) 当該業務を行おうとする者が、法<u>第93条第1項第6号イからルまで</u> (ホを除く。) の各規定に該当しないこと。

(優先順位)

人等 (一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が、委託放送業務を行おうとする者の議決権を有する場合にあっては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなす。

- ウ イの本文の規定は、<u>委託放送業務</u>を行おうとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によって保有されているものに限る。)によって保有されている場合に限る。)に進用する。
- (4) 認定をすることが放送の普及及び健全な発達のために適切であること。

別紙1の基準に合致すること。

(5) 当該業務を行おうとする者が、法<u>第52条の13第1項第5号イから</u><u>リまで</u>の各規定に該当しないこと。

(優先順位)

第7条 <u>衛星基幹放送の業務</u>に関し前条各号に適合する<u>衛星基幹放送事業</u> <u>者</u>に指定することのできる周波数が不足する場合には、<u>別紙3</u>の基準に より比較審査を行うものとする。

[削除]

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第8条 指定事項(法第94条第1項各号に掲げる事項(規則第70条の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。)をいう。以下同じ。)の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星基幹放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(放送事項の変更許可の基準)

第9条 法第97条第1項の規定による放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該放送事項の変更により当該衛星基幹放送の業務の同一性が失われないかどうかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は許可するものとする。ただし、複数の衛星基幹放送の業務(放送衛星業務用の周波数以外の周波数(国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則付録

- 第7条 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に 適合する<u>委託放送事業者</u>に指定することのできる周波数が不足する場合 には、別紙2の基準により比較審査を行うものとする。
- 2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、前条各号に適合 する委託放送事業者に指定することのできる周波数が不足する場合に は、同条第1号から第4号までに適合する度合いから見て最も公共の福 祉に寄与するものが優先するものする。

(認定の際の指定事項の指定の方法)

第7条の2 指定事項(法第52条の14第1項各号に掲げる事項(規則第 17条の14の規定に基づき併せて指定することとされている事項を含む。)をいう。以下同じ。)の指定の際には、申請者が希望する指定事項をそのまま指定するものとする。ただし、電波の公平かつ能率的な利用並びに衛星放送の普及及び健全な発達の観点から、当該希望する指定事項をそのまま指定して認定を行うことが困難な場合であって、申請者から書面による同意を得たときは、職権により、当該指定事項以外の指定事項を指定するものとする。

(<u>委託放送事項</u>の変更許可の基準)

第8条 法第52条の17第1項の規定による委託放送事項の変更の許可を行うに当たっては、第6条の規定を準用して審査するとともに、当該 <u>委託放送事項</u>の変更により当該<u>委託放送業務</u>の同一性が失われないかど うかを審査し、同条の規定に適合し、かつ、同一性が失われない場合は 許可するものとする。ただし、複数の<u>委託放送業務</u> (放送衛星業務用の 周波数以外の周波数を使用するものに限る。) の認定を受けている者が、 第30号の規定に基づき我が国に割り当てられた11.7GHzから1 2.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数を使用して行われる衛星基幹放送以外の衛星基幹放送に使用される周波数をいう。以下別紙3において同じ。)を使用するものに限る。)の認定を受けている者が、当該衛星基幹放送の業務の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準シンボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の衛星基幹放送の業務を廃止するとともに他の衛星基幹放送の業務の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する衛星基幹放送の業務の放送事項に、廃止する衛星基幹放送の業務の向一性は失われないものとみなす。

第10条 この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認めると きは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。

第4章 一般放送の業務の登録等

(登録)

第11条 法第126条第1項の登録の申請があった場合においては、次条 の規定により登録を拒否する場合を除き、登録を行うものとする。

(登録の拒否)

第12条 法第126条第2項の申請書を提出した者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は当該申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事

当該<u>委託放送業務</u>の伝送容量等(一秒におけるシンボル数、一秒における基準公グボル数、一秒における伝送容量又は一秒における基準伝送容量のことをいう。以下この条において同じ。)の合計の範囲内で、一部の<u>委託放送業務</u>を廃止するとともに他の<u>委託放送業務</u>の放送の音質、画質等の向上のためその指定された伝送容量等を増加する場合であって、伝送容量等を増加する<u>委託放送業務</u>の<u>委託放送業務</u>の<u>委託放送事項</u>に、廃止する<u>委託放送業務</u>の同一性は失われないものとみなす。

<u>第8条の2</u> この章に規定する審査を行うに当たって必要があると認める ときは、申請者に対し、追加資料の提出を求めるものとする。 項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事項の記載が欠けていると きは、その登録を拒否するものとする。

- (1) <u>法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から</u>2年を経過しない者
- (2) <u>法第103条第1項又は第104条(第5号を除く。)の規定により</u> 認定の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- (3) 法第131条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日か ら2年を経過しない者
- (4) 電波法第75条第1項又は第76条第4項(第4号を除く。)の規定 により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経 過しない者
- (5) <u>法人又は団体であって、その役員が前各号のいずれかに該当する者で</u> あるもの
- (6) 一般放送の業務を適確に遂行するに足りる技術的能力を有しない者 次の各要件に該当する場合は、技術的能力を有するものと認める。
  - ア 一般放送の業務に用いられる電気通信設備を規則第5章第2節 に定める技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の 業務(以下「設備維持業務」という。)を行うに必要な能力を有していること。
    - (ア) 設備維持業務を自ら行う場合

設備維持業務に従事する者が、実務経験等からみて設備維持業 務を行うに必要な能力を有する者と認められるものであること。 (イ) 設備維持業務を電気通信事業を営む者その他の者に委託する 場合

設備維持業務を受託する者が、実務経験、事業実績等からみて 設備維持業務を行うに必要な能力を有する者と認められるもので あること。

- <u>イ</u> 設備維持業務を確実に実施することができる体制が整備されていること。
- (7) 法第136条第1項の総務省令で定める技術基準に適合する一般放送の業務に用いられる電気通信設備を権原に基づいて利用できない者申請書の添付書類その他これに準ずるもの等により、利用しようとする一般放送の業務に用いられる電気通信設備を、次の基準に照らして確実に利用できると認められる場合は、当該設備を権原に基づいて利用できる者と認める。

#### ア 衛星一般放送

衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備は、次に適合するも のであること。

- (ア) 法第136条第2項第1号の規定による設備の損壊又は故障に 対する措置は、別添1による措置が講じられていること。
- (イ) <u>法第136条第2項第2号の規定による衛星一般放送の品質に</u> 対する措置は、別添2による品質が適正であるようにすること。

## <u>イ</u> 有線一般放送

- (ア)安全・信頼性基準【別途意見公募を行うもの】
- (イ) 品質基準

法第136条第2項第2号の規定による一般放送の品質は、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令(平成23年総務省令第●●号)によること。なお、有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令に規定する技術上の基準については、複数の波長の光を多重して伝送する場合の光の波長は、別添3に掲げるものであること。ただし、別添3に掲げる波長以外の光にあっては、当該光以外の光に対して、映像、音声、その他の音響又はデータに障害を与えないものであることを確認すること。

(登録の処理期間)

- 第13条 法第126条並びに規則第112条及び第114条の定めると ころにより、所定の事項を記載した申請書及び添付書類の提出があった場合は、次の各号により登録又は登録の拒否を行うものとする。
  - (1) 申請者が法第128条各号のいずれにも該当しないときは、原則と して申請の日から1箇月以内に法第127条第1項の規定に基づき登 録を行う。
  - (2) 登録の申請の日から1箇月以内に登録を実施することができないお それがある場合は、申請の日から3週間以内にその旨を申請者に通知す る。この場合においては、申請の日から1.5箇月以内に登録又は登録 の拒否を行う。
  - (3) 登録を行ったときは、法第127条第2項の規定に基づき、遅滞な

#### く、その旨を文書により申請者に通知する。

(登録の準用)

第14条 第11条から前条までの規定は、法第130条第1項の変更登録について準用する。この場合において、第11条中「法第126条第1項の登録」とあるのは「法第130条第1項の変更登録」と、第12条中「法第126条第2項の申請書を提出した者が次の各号」とあるのは「法第130条第2項の申請書を提出した者が次の各号(第3号を除く。)」と、第13条中「法第126条並びに規則第112条及び第114条」とあるのは「法第130条及び規則第118条」と、「法第128条各号」とあるのは「法第128条各号(第3号を除く。)」と読み替えるものとする。

#### 第5章 受信障害区域における再放送

(区域に係る基準)

- 第15条 規則第130条第1項第2号に定める指定再放送事業者の指定 に関する基準のうち有線テレビジョン放送を行う区域に係るものについ ては、規則129条第1項に掲げる区分に応じ、それぞれ、登録一般放送 事業者である有線テレビジョン放送事業者が次の各号に掲げる基準のい ずれかを満たすものであることとする。
- (1) 受信障害区域内のみにおいて義務再放送を行う場合 当該受信障害区域のみを業務区域とすること。
- (2) 受信障害区域の属する市町村 (特別区を含むものとし、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項に規定する指定都市にあっては、区とする。以下「市町村」という。) に隣接する市町村の区域

において設置されるテレビジョン放送を行うための有線電気通信設備と 一体として当該受信障害区域に設置された有線電気通信設備を用いて義 務再放送を行う場合 当該受信障害区域については、前号の要件を満たす ものであり、受信障害区域の属する市町村に隣接する市町村については次 号の要件を満たすこと

- (3) 有線テレビジョン放送を行う場合(前2号に掲げる場合を除く。) 次 のいずれかを満たすこと。
  - ア 現に有線テレビジョン放送を行う一の市町村(特別区を含み地方自治 法第252条の19に規定する指定都市にあっては区とする。以下同 じ。)の人口集中地区の大半が業務区域に含まれていること。
  - イ 一の市町村の人口集中地区の大半を業務区域とする将来計画(業務区域としない区域については、河川が市町村の区域を分断している等地形上やむを得ない区域その他の自然的社会的文化的諸事情に照らし業務区域とすることが必ずしも適切であると認められない区域とする将来計画に限る。)について、有線テレビジョン放送を行うことに関し有線電気通信設備の設備計画が合理的であり、かつ、その実施が確実なものと認められること。
- 第16条 法第140条に定める受信の障害が発生している区域とは、次に 掲げる区域をいう。
  - (1) デジタル放送を行う放送局の電界強度(地上 10 メートルの高さに おけるものとする。)が、51 dB  $\mu$  V/m 未満である区域
  - (2) 混信により、テレビジョン放送の良好な受信ができないか又は困難である場合であって、当該混信を容易に解消することができないと認め

#### られる区域

第6章 認定放送持株会社の認定

(趣旨)

第17条 法第159条第2項の規定による認定放送持株会社の認定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

- 第18条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。
- (1) 2以上の<u>基幹放送事業者</u>(当該2以上の<u>基幹放送事業者</u>に1以上の<u>地</u>上基幹放送の業務を行う者</u>が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、 又はすることが認められること。
- (2) 申請対象会社が株式会社であること。
- (3) 申請対象会社が、<u>基幹放送事業者</u>でないこと。
- (4) 申請対象会社の子会社である<u>基幹放送事業者</u>及びこれに準ずる者として規則第152条各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第153条の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。この場合において、規則第152条第3号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の50を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の基幹放送

第4章 認定放送持株会社の認定

(趣旨)

第9条 法第52条の30第2項の規定による認定放送持株会社の認定を 行なうに当たっては、この章に定めるところによるものとする。

(認定の基準)

- 第10条 認定は、次の各号に適合していると認めるときに行う。
- (1) 2以上の一般放送事業者(当該2以上の一般放送事業者に1以上の地上系一般放送事業者(人工衛星の無線局以外の無線局により放送を行う一般放送事業者をいう。)が含まれる場合に限る。)をその子会社とし、又はすることが認められること。
- (2) (同左)
- (3) 申請対象会社が、一般放送事業者でないこと。
- (4) 申請対象会社の子会社である一般放送事業者及びこれに準ずる者として規則第17条の28の2各号に掲げる者の株式の取得価額の合計額の規則第17条の28の3の規定による当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100分の50を超えることが確実であると見込まれること。

この場合において、規則第17条の28の2第5号の「主として」とは、原則として、密接に関連する業務に係る収入又は資産の合計金額の 当該業務を行う者の総収入又は総資産の額に対する割合が100分の 事業者のために行う次の業務をいうものとする。

- ア 放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する業務
- イ <u>基幹放送事業者</u>に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送 に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要 な施設の管理に必要な人員を供給する業務
- ウ 放送の進歩発達に必要な調査研究を行う業務
- エ 基幹放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務
- オ <u>基幹放送事業者</u>の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務
- カ <u>基幹放送事業者</u>において放送される放送広告を制作又は販売する 業務
- キ 基幹放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務
- ク 基幹放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務
- ケ <u>基幹放送事業者</u>及び規則<u>第152条各号</u>に掲げる者(子会社に限 る。)の管理を行う業務
- コ 上記に掲げるもののほか、これらに類するもの
- (5) 申請対象会社及びその子会社の収支の見込みが良好であること。

法<u>第159条第4項</u>に規定する事業計画書及び規則<u>第157条第3号</u> に規定する申請対象会社及びその子会社の事業収支の見積りについて は、その事業計画の内容に照らして客観的に適切な内容のものであり、 50を超える場合をいい、同号の「密接に関連する業務」とは、同号の 一般放送事業者のために行う次の業務をいうものとする。

ア (同左)

イ <u>一般放送事業者</u>に対し、放送番組の制作に必要な装置若しくは放送 に必要な施設又は放送番組の制作に必要な人員若しくは放送に必要 な施設の管理に必要な人員を供給する業務

ウ (同左)

- エ 一般放送事業者の業務に係る情報の処理に関する業務を行う業務
- オ <u>一般放送事業者</u>の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、又は頒布する業務
- カ <u>一般放送事業者</u>において放送される放送広告を制作又は販売する 業務
- キ 一般放送事業者の放送に係る音楽著作物を管理又は運用する業務
- ク 一般放送事業者の放送業務に係る不動産を賃貸又は管理する業務
- ケ <u>一般放送事業者</u>及び規則<u>第17条の28の2各号</u>に掲げる者(子会社に限る。) の管理を行う業務
- コ (同左)
- (5) (同左)

法第52条の30第4項に規定する事業計画書及び規則第17条の 28の7第3号に規定する申請対象会社及びその子会社の事業収支の 見積りについては、その事業計画の内容に照らして客観的に適切な内容 確実にその事業を実施できるものであること。

(6) 申請対象会社が、法第<u>159条第2項第5号</u>イからリまでの各規定 に該当しないこと。

#### 別紙1 (第3条関係)

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周 波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

- <u>1</u> 放送番組の編集及び放送は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実をまげないですること。
  - (4) <u>意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論</u> 点を明らかにすること。
  - (5) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務(放送大学学園法(平成14年法律第156号)第3条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)の業務を除く。)又は中波放送若しくは超短波放送を行う地上基幹放送の業務(協会のものに限る。)は、特別な事業計画によるものを除き、次の放送がいずれも行われ、かつ、全ての放送の間に調和が保たれているものであること。
    - (一) 教育番組(学校教育又は社会教育のための放送の放送番組をい

のものであり、確実にその事業を実施できるものであること。

(6) 申請対象会社が、法<u>第52条の30第2項第5号</u>イからリまでの各規 定に該当しないこと。

- う。以下同じ。)又は教養番組(教育番組以外の放送番組であって、 国民の一般的教養の向上を直接の目的とするもの。以下同じ。)の 放送
- (二) 報道を目的として行う放送
- (三) 娯楽を目的として行う放送
- (6) テレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務(総合放送を行うものに限る。)は、教養番組及び教育番組並びに報道番組及び娯楽番組を設け、一週間の放送番組中、教育番組10%以上、教養番組20%以上を確保し、放送番組の相互の間の調和を図ること。
- 2 教育的効果を目的とする放送を専ら行う地上基幹放送の業務であると きは、次に掲げるところに合致するものであること。
- (1) 一週間の放送時間(補完放送(電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第2条第1項第28号の17に規定する補完放送をいう。以下同じ。)であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。(1)において同じ。)において、教育番組の放送時間がその50パーセント以上を占めるものであること。この場合において、教育番組の放送時間が100パーセントに満たないものであるときは、その残りの放送時間の大部分が教養番組の放送によって占められるものであること。また、補完放送であって、テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行うときは、教育番組又は教養番組をできる限り多く設けるものであること。
- (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が

当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。

- (3) (1)に規定する放送以外の放送の業務を行うときは、その内容、分量 及び配列が(1)に規定する放送の実施に支障を与えないものであり、 かつ、その放送の効果を阻害しないものであること。
- <u>3</u> 学園の放送の業務であるときは、2 にかかわらず次に掲げるところに合 致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間において、その全てが学園が設置する大学(以下 「放送大学」という。)の教育課程に定める授業科目の授業として行わ れる放送(以下「授業放送」という。)及び放送大学に関する告知放送 によって占められるものであること。
  - (2) (1) の場合において、授業放送以外の放送を行うときは、その分量及 び配列が授業放送に支障を与えないものであること。
- 4 <u>臨時目的放送を専ら行う地上基幹放送の業務であるときは、その放送番</u> 組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 アレビジョン放送を行う地上基幹放送の業務は、静止し、又は移動する 事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる 限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(学園及び臨時目的放送の業務を行おうとする者を除く。8において同じ。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。

- 7 <u>6の基準を定め、又は変更した場合には、法第5条第2項の規定により、</u> これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法第6条第1項に規定する放送番組審議機関を設置するものであること。
- 9 外国語放送の業務を行う地上基幹放送の業務にあっては、国際交流の増進を目的として、外国語による放送を通じて日本人が海外の文化、産業その他の事情を理解すること及び本邦に居住又は滞在する多くの国籍の外国人が我が国の文化、産業その他の事情を理解することに資するものであること。
- 10 その地上基幹放送の業務を行うことにより一の地上基幹放送の放送対象地域内において又は放送対象地域の大部分を共通にして二以上の地上基幹放送の業務を行う者がいることとなる場合に、その地上基幹放送の放送番組が他の地上基幹放送の放送番組と一日の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の放送時間を除く。)の三分の一以上完全に同一のものとなってはならないこと。ただし、次に掲げる地上基幹放送については、この限りでない。
  - (1) 放送の種類を異にする地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
  - (2) 同一周波数による地上基幹放送局を用いて行う地上基幹放送
  - (3) 試験放送
  - (4) 総務大臣が放送番組及び受信機の状況等によりその地方及び受信者 が受ける利益、事業経営の合理性、過去の業績等を参酌し、公益上特に 必要があると認められる地上基幹放送

- 11 地上基幹放送の業務(試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹 放送の業務を除く。)は、毎日放送を行うものであること。ただし、テレ ビジョン音声多重放送を行う地上基幹放送の業務は、この限りでない。
- 12 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務を含む。以下同じ。) にあっては、11 にかかわらず、できる限り毎日 (スポーツ、レクリエーション、教養文化活動等の活動に資するための施設であって季節的に利用されるものの整備された区域における季節的な需要に応えるためのコミュニティ放送を行う基幹放送局にあっては、当該需要に応えるために必要な期間内においてできる限り毎日) 放送を行うものであること。
- 13 地上基幹放送の業務の放送の時間であって、他人の利用に供するものに ついては、その利用の度合において一部の利用者の独占となるものでな いこと。
- 14 試験放送を行う基幹放送局を用いて行う地上基幹放送の業務の場合は、 その放送番組は、その局の目的とする試験、研究又は調査のために必要 な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。
- 15 国際放送を行う地上基幹放送の業務は、次の各号の条件を満たすもので なければならない。
  - (1) 海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するもの又は我が 国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培 い、及び普及すること等によって国際親善の増進及び外国との経済交流 の発展に資するものであること。
  - (2) 申請者は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番

<u>組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放</u>送を行うものであること。

- (3) 申請者は、審議機関を設置するものであること。
- (4) 国際放送を行うための十分な計画を有し、かつ、これを確実に実施 することができるものであること。
- 16 コミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、12 の基準に よるほか、次の各号の条件を満たすものでなければならない。
  - (1) コミュニティ放送を行おうとする地域(コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送を行う地上基幹放送の業務の認定等を受けようとする者が、地域住民の需要に応え放送を実施しようとする地域をいう。以下「放送を行おうとする地域」という。)は、一の市町村の一部の区域であること。

なお、地域的一体性が認められる場合には、当該区域に接する市町村の一部の区域(以下「隣接する一部の区域」という。)を併せた区域とすることができ、さらに、住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合には、隣接する一部の区域に隣接する市町村の一部の区域に及ぶことも差し支えない。

- (注1) 隣接する市町村との地域的一体性が認められる場合とは、市町村 の広域連合といった行政的一体性、地域の主要産業、観光、商業といっ た経済圏としての一体性が認められる場合をいう。
- (注2)住民のコミュニティとしての一体性が認められる場合とは、公立の小中学校への通学、日常生活の用に供する食料品等の買い物、日刊新聞紙の折り込み広告等地元情報の日常的な流通等、住民が日常生

活や社会生活を営む上で一つのコミュニティとしての一体性があり、 同じ地域情報を共有する観点から一の放送を行おうとする地域とする ことが相当と認められる場合をいう。

- (2) 認定等の主体としては、次の各条件に適合しているものであること。
- ア 認定等を受けようとする者は、法人格を有する団体(設立準備中 の法人を含む。)であることが望ましい。
- <u>イ</u> 申請者の事業目的が、法の趣旨に照らした公共性を有し、かつ、 大きな社会的影響力を有する放送事業を行うのに不適切な内容のも のでないこと。
- <u>ウ</u> 申請者が次に規定するものの場合は、ア及びイによるほか次の条件に適合しているものであること。
  - (ア) 有線一般放送の業務を行う一般放送事業者

原則認定等の主体として認めないが、申請者が放送を行おうと する地域において、他にコミュニティ放送の業務の認定等を受け ようとする者がいないこと、放送を行おうとする地域の住民から コミュニティ放送を行うことについて強い要望があること等の事 情から、一般放送事業者がコミュニティ放送を行うことが、当該 地域におけるコミュニティ放送の普及等のため特に必要があると 判断される場合に限り、認定等の主体として認める。

# <u>(イ)</u> 公益法人

<u>当該公益法人(公益社団法人、公益財団法人及び特例民法法人</u>をいう。)の所管庁の監督権が番組編成権に及ばないことを確認し

た上で認定等の主体として認める。

(3) 地域密着性の確保のため、次の各条件に適合しているものであること。

### ア 放送番組の編集

放送を行おうとする地域に密着した各種の情報(地域の行政情報・ タウン情報・交通情報・観光情報等)に関する番組等、当該地域の住 民の要望に応える放送が、1週間の放送時間の50%以上を占めてい ることが望ましい。

# <u>イ</u> 役員等

<u>発起人及び役員(予定者を含む。)については、できる限り放送を</u> 行おうとする地域内に住所を有する者であること。

また、主たる出資者(予定者を含む。)についても、できる限り放送を行おうとする地域に住所を有する者(当該地域に事業活動の拠点(支社、支店等)を有する者を含む。)であること。

## ウ 審議機関の委員

審議機関の委員は、できる限り放送区域内に住所を有する者であること。

# (4) 地方自治体の意見照会について

ア 審査の参考とするため、当該放送の業務を行おうとする地域が、コミュニティ放送の特性が十分発揮されることが見込まれる区域であり、公共の福祉の増進に寄与するものであるかどうか等について、当該市町村長に意見を照会すること。

複数市町村に対して放送を行おうとする場合も、当該複数市町村に 対して照会をすること。

なお、地形、地勢等の理由により、やむを得ず放送を行おうとする 地域以外で放送区域になってしまう市町村に対しては、照会の必要は ない。

- <u>イ</u> <u>当該放送の業務を行おうとする地域の周辺の市区町村を通じて新</u>たなコミュニティ放送の業務の計画の情報等について調査すること。
- <u>17</u> <u>イベント放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるも</u>のとする。
  - (1) <u>イベント放送を行おうとするイベントは、次の各条件に適合してい</u>るものであること。
    - <u>ア</u> 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する等国又は地方 公共団体が当該イベントに関与しているものであること。
    - <u>イ</u> 参加者又は入場者を限定しないものであること。
    - ウ 会期は、原則として6か月以下であること。
    - <u>エ</u> 同一場所で継続して行うものであること。
    - <u>オ</u> <u>放送の業務を行うことが、特に必要と認められ、かつ、当該イベン</u>トの計画に組み込まれていること。
  - (2) 認定等の主体としては、イベントの主催者(国又は地方公共団体を除く。)又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であること。
  - (3) 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。

- (4) 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加 し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のも のであること。
- 18 <u>臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるも</u>のとする。
  - (1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。
  - (2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。
  - (3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑 な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。
- 19 コミュニティ放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の 業務の認定等は、次の基準によるものとする。
  - (1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。
    - ア コミュニティ放送を行う地上基幹放送事業者又はコミュニティ放送の業務の認定等を受けようとする者(以下この項において「コミュニティ放送事業者」という。)であって、当該コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。
  - <u>イ</u> <u>コミュニティ放送事業者が開設するコミュニティ放送局の無線設</u> 備を共用して多重放送を行おうとするもの。
  - (2) 地域密着性の確保のため、16(3)の条件に適合しているものであること。

- 20 <u>イベント放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務</u> の認定等は、次の基準によるものとする。
  - (1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。
    - ア 認定等の主体としては、イベントの主催者(国又は地方公共団体を除く。)又はイベントの主催者の委託により当該イベント全般の運営を行う者であって、イベント放送局の無線設備を利用して多重放送を行おうとするもの。
    - <u>イ</u> <u>地上基幹放送事業者が開設するイベント放送局の無線設備を利用して多重放送を行おうとするもの。</u>
  - (2) 放送対象地域は、イベント会場及びその周辺であること。
  - (3) 放送番組は、イベントの円滑な運営に資するとともに、これに参加 し、又は入場する者の利便及び安全を確保するために必要な範囲内のも のであること。
- 21 <u>臨時災害放送局の電波に重畳して多重放送を行う地上基幹放送の業務</u> の認定等は、次の基準によるものとする。
  - (1) 認定等の主体としては、次に掲げるいずれかの者であること。
    - ア 認定等の主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を 行うのに適した団体であって、自らが行う臨時災害放送に重畳して多 重放送を行おうとするもの。
    - <u>イ</u>特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者が開設する臨 時災害放送局の無線設備を共用して多重放送を行おうとするもの。
  - (2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

#### 22 その他

- (1) 地上基幹放送の業務に用いられる演奏設備は、次のとおりであること。
  - ア 演奏設備とは、主調整装置、演奏室、調整装置等とする。
  - <u>イ</u> 主調整装置が放送対象地域外に設置される場合においては、放送対象地域内にある主要な演奏設備がある場所を第1演奏所とする。
- (2) 中継局の演奏所設備

中継局において、親局と異なる放送番組の放送を行う場合の当該中継 局の演奏所は、次のとおりであること。(別図①~⑤参照)

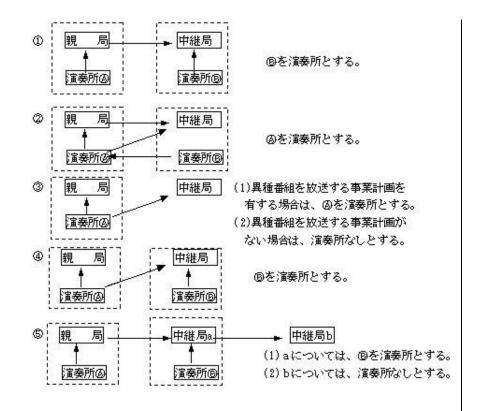
- ア 親局の演奏設備を利用して親局と異なる放送番組(広告(CM)のみの場合を含む。)を放送する事業計画を有するものであること。(別図 ③参照)
- イ 親局の演奏設備から番組の供給を受けるとともに、当該中継局において親局と異なる放送番組の制作をしているものであること。(別図 ④参照)
- (3) 緊急警報放送

緊急警報は、次のとおりであること。

- ア <u>災害の発生の予防又は被害の軽減に資するために緊急警報信号を</u> 使用して、災害に関する放送を行うものであること。
- <u>イ</u> 災害対策基本法第57条の規定に基づく災害対策基本法施行令第

- 22条の規定により基幹放送事業者と都道府県知事等との間に緊急 警報信号の使用について協定が締結されているか又は締結の見込み があること。
- ウ 緊急警報信号を前置して行う津波警報が迅速かつ正確に伝達されるよう、基幹放送事業者は、その地域を管轄する管区気象台(沖縄は沖縄気象台)等から情報を得ること。
- <u>工</u> 上記イ及びウの情報伝達体制及びこれに関する連絡責任者が明ら かであること。
- 才 使用する地域符号は、地域共通符号並びに当該基幹放送事業者の放送対象地域(中波放送についてはテレビジョン放送の放送対象地域に準ずる地域。以下同じ。)の県域符号及び広域符号とする。ただし、短波放送及び衛星を利用した放送の場合は、この限りでない。
- 力 基幹放送事業者が当該事業者の放送対象地域以外の地域の県域符号を使用する場合は、当該基幹放送事業者の放送対象地域以外の地域の相当部分(おおむね総世帯数の10分の1以上とする。)が当該基幹放送事業者の基幹放送の業務に係る放送局の放送区域内であること、又は当該基幹放送事業者の放送について、相当数の者(おおむね5万世帯以上とする。)による日常的な視聴実態があること。

別図



## 別紙2 (第6条関係)

第6条(6)による審査は、関係法令、<u>基幹放送普及計画及び基幹放送用周</u> 波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1 その業務の認定を受けようとする者(以下別紙2において「申請者」という。)が確実にその事業の計画を実施することができること。

## 別紙1 (第6条関係)

第6条<u>(4)</u>による審査は、関係法令、<u>放送普及基本計画、放送用周波数使</u> 用計画によるほか、下記の基準によることとする。

記

1 (同左)

- 2 その放送番組の編集は、次に掲げる事項に適合するものでなければならない。
  - (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、放送番組に成人向け番 組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能 年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペ アレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるものであること。
  - (2) 政治的に公平であること。
  - (3) 報道は、事実を曲げないですること。
  - (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論 点を明らかにすること。
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら<u>行う</u>者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
  - (1) 一週間の放送時間(補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送の放送番組と超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組のそれぞれの放送時間)において、教育番組の放送時間がその50%以上を占めるものであること。
  - (2) 学校教育のための放送又は社会教育のための放送の分量及び配列が 当該放送の意図する効果をもたらすために適切なものであること。
  - (3) (1)に規定する放送以外の放送を<u>行う</u>ときは、その内容、分量、及び 配列が(1)に規定する放送を<u>行う</u>ことに支障を与えないものであり、か つ、その放送の効果を阻害しないものであること。

#### 2 (同左)

- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。特に、<u>委託して行わせる放送</u> <u>の</u>放送番組に成人向け番組が含まれる場合は、当該番組の視聴契約に際 し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締 結するとともに、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講ずるもの であること。
- (2) (同左)
- (3) (同左)
- (4) (同左)
- 3 教育的効果を目的とする放送を専ら<u>委託して行なわせる</u>者であるときは、次に掲げるところに合致するものであること。
- (1) (同左)

- (2) (同左)
- (3) (1)に規定する放送以外の放送を<u>委託して行なわせるとき</u>は、その内容、分量、及び配列が(1)に規定する放送を<u>委託して行なわせる</u>ことに支障を与えないものであり、かつ、その放送の効果を阻害しないもので

- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら<u>行う</u>ときは、その放送番組は、 当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を<u>行う</u>放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法<u>第8条</u>に規定する放送を専ら<u>行う基幹放送の業務</u>の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は変更した場合には、法<u>第5条第2項</u> の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法<u>第6条第1項</u>に規定する審議機関を設置するものであること。
- 9 教育番組については、その放送の対象とする者が明確で、内容がその者に有益適切であり、組織的かつ継続的であるようにするとともに、その放送の計画及び内容をあらかじめ公衆が知ることができるようにするものであること。この場合において、当該番組が学校向けのものであるときは、その内容が学校教育に関する法令の定める教育課程の基準に準拠するものであること。
- 10 学校向けの教育番組の放送を行う場合には、その放送番組に学校教育の

あること。

- 4 臨時かつ一時の目的のための放送を専ら<u>委託して行わせる</u>ときは、その 放送番組は、当該目的の達成のために必要な範囲内のものであること。
- 5 テレビジョン放送を<u>委託して行わせる</u>放送事業者は、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができる放送番組をできる限り多く設けるものであること。
- 6 申請者(法<u>第3条の5</u>に規定する放送を専ら<u>委託して行わせる委託放送</u> <u>業務</u>の申請者を除く。)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応 じた放送番組の編集の基準を定め、かつ、その基準に従って放送番組の 編集及び放送を行うものであること。
- 7 放送番組の編集の基準を定め、又は、変更した場合には、法<u>第3条の3</u> 第2項の規定により、これを公表するものであること。
- 8 申請者は、法<u>第3条の4第1項</u>に規定する<u>放送番組</u>審議機関を設置する ものであること。
- 9 (同左)

10 学校向けの教育番組の放送を委託して行わせる場合には、その放送番組

妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。

- 11 その業務は、毎日放送を行うものであること。
- 12 申請者は、特定の者からのみ放送番組の供給を受けることとなる条項を含む放送番組の供給に関する協定を締結するものでないこと。
- 13 内外放送を<u>行う</u>場合には、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解 の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による<u>衛星基幹放送の業務</u>の認定に 当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放 送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声 又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制の整備が図られるものであること。 「削除〕
- 17 有料放送を行う場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- 18 その業務が衛星試験放送の業務を行うものであるときは、1から17ま

に学校教育の妨げになると認められる広告を含めるものでないこと。

- 11 その業務は、毎日放送を委託して行なわせるものであること。
- 12 (同左)
- 13 受託内外放送を<u>委託して行わせる</u>場合には、放送を通じた国際的な文化 交流及び相互理解の増進が図られるものであること。
- 14 申請者は災害に関する放送を行うものであること。
- 15 超短波放送又はテレビジョン放送による<u>委託放送業務</u>の認定に当たっては、補完放送であって、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像が主であると認められるものであること。
- 16 (同左)
- 17 放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の対応 体制の整備が図られるものであること。
- 18 有料放送を<u>委託して行わせる</u>場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制の整備が図られるものであること。
- <u>19</u> その業務が<u>放送試験業務を委託して行なわせる</u>ものであるときは、1 か

での条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) 試験、研究又は調査の目的及び内容が法令に違反せず、かつ、公共の福祉に寄与するものであるとともに、放送及びその受信の進歩発達に必要なものであること。
- (2) 試験、研究又は調査の計画が合理的なものであること。
- (3) 放送番組は、その業務の目的とする試験、研究又は調査のために必要な範囲内のものであり、他人の営業に関する広告を含むものでないこと。

### 別紙3 (第7条関係)

衛星基幹放送の業務に関し、衛星基幹放送事業者に指定することのできる 周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除き、次に掲げる基準に より比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき<u>衛星基幹放送の業務</u>の順位は、次に掲げる順序による。
  - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う<u>衛星基幹放送の業務</u>及び当該高精 細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン 放送を行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。
    - ア 当該二以上の標準テレビジョン放送に関し使用するトランスポン ダ数の合計が当該高精細度テレビジョン放送に関し使用するトラン スポンダ数を超えないことが指定事項に明確に記載されていること。

ら18までの条件を満たすほか、次の条件を満たすものでなければならない。

- (1) (同左)
- (2) (同左)
- (3) (同左)

# 別紙2 (第7条関係)

特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、<u>委託放送事業者</u>に 指定することのできる周波数が不足するときは、特別の事情がある場合を除 き、次に掲げる基準により比較審査を行うものとする。

- 1 認定を受けるべき委託放送業務の順位は、次に掲げる順序による。
  - (1) 高精細度テレビジョン放送を行う<u>委託放送業務</u>及び当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を 行う業務であって次に掲げる事項のいずれにも適合するもの。

ア(同左)

- イ 一週間当たりの放送時間(当該二以上の標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。)全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合が5割を超えるものであることが委託放送事項に明確に記載されていること。
- (2) 標準テレビジョン放送を行う<u>衛星基幹放送の業務</u>(高精細度テレビ ジョン放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わ ない時間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)
- (3) 超短波放送又はデータ放送を行う衛星基幹放送の業務
- (4) その他の衛星基幹放送の業務
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査 を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているもの を優先するものとする。
  - (1) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが放送事項に明確に記載されていること。

(2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが<u>放送事項</u>に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

#### イ (同左)

- (2) 標準テレビジョン放送を行う<u>委託放送業務</u>(高精細度テレビジョン 放送を行う場合において当該高精細度テレビジョン放送を行わない時 間帯に標準テレビジョン放送を行うものを除く。以下同じ。)
- (3) 超短波放送又はデータ放送を行う委託放送業務
- (4) その他の委託放送業務
- 2 上記1の審査において同順位となった二以上の申請について更に審査 を行う必要があるときは、次に掲げる基準のいずれにも適合しているもの を優先するものとする。
  - (1) 広告放送の割合
    - 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送(有料放送により行われるものを除く。以下同じ。)に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが<u>委託放送事項</u>に明確に記載されていること。
  - (2) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが<u>委託放送事項</u>に明確に記載されていること。

(3) 字幕番組の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが事業計画書に明確に記載されていること。

- ※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く<u>全て</u>の 放送番組をいう。以下同じ。
  - ア 技術的に字幕を付すことができない番組(例:現在のところ、複数 人が同時に会話を行う生放送番組)
  - イ 外国語の番組
  - ウ 大部分が器楽演奏の音楽番組
  - エ 権利処理上の理由等により字幕を付すことができない番組
- (4) 放送番組の高画質性
  - 一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送 (ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。) に係る放送時間の占める割合が5割以上であることが放送事項に明確に記載されていること。
- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
  - (1) 事業計画の確実性

次に掲げる事項その他事業計画の確実性を総合的に勘案し、より業務 の維持が確実な事業計画を有するものであること。 (同左)

※ 「字幕付与可能な放送番組」とは、次に掲げる放送番組を除く<u>すべて</u> の放送番組をいう。以下同じ。

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

エ (同左)

(4) 放送番組の高画質性

(同左)

- 3 上記2の審査において同順位となった二以上の申請について更に比較審査を行う必要があるときは、次に掲げる基準への適合性その他放送の普及及び健全な発達への寄与の程度を総合的に勘案し、最も公共の福祉に適合するものを優先するものとする。
- (1) 事業計画の確実性

(同左)

- ア 事業開始までの資金調達の適正性及び確実性
- イ 事業開始後の収入の算出根拠の適正性及び確実性、費用算出の適正 性
- ウ 放送番組の制作及び調達の確実性

#### (2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する関係を法第93条第2項第1号に掲げる関係に該当するものとみなした場合であっても、自由享有基準第4条に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第2項第1号ロの規定中「百分の三十三・三三三三三を超え、二分の一以下の議決権を有する関係を法第九十三条第二項第一号に掲げる関係に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する関係を法第九十三条第二項第一号に掲げる関係に該当する」と読み替えるものとする。

# (3) 放送番組の多様性

衛星基幹放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

# (4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが<u>放送事項</u>に明確に記載されていること。

### (5) 個人情報の保護

ア (同左)

イ (同左)

ウ (同左)

#### (2) 表現の自由の享有

一の者が申請者の議決権の10分の1を超える議決権を有する行為を規則第17条の8第3項第7号イに掲げる行為に該当するものとみなした場合であっても、同条第1項に規定する基準に適合すること。この場合において、同条第1項第1号イ(2)の規定中「三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しない」とあるのは、「十分の一を超える議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当する」と読み替えるものとする。

# (3) 放送番組の多様性

特別衛星放送全体として、放送番組の分野の特定分野への偏り及び放送番組の内容の他の放送番組の内容との重複の程度等を勘案し、より放送番組の多様性の確保に資するものであること。

# (4) 広告放送の割合

一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送に係る放送時間の占める割合が3割を超えないことが<u>委託放送事項</u>に明確に記載されていること。

### (5) 個人情報の保護

放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年総務省告示第696号)を遵守するための体制がより充実したものであり、かつ、より充実した個人情報保護のための取組を行うものであること。

#### (6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが<u>放送事項</u>に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

#### (7) 字幕番組等の充実

字幕付与可能な放送番組に係る一週間当たりの放送時間全体における字幕を付与する放送番組に係る放送時間の占める割合がより高く、かつ、解説放送を実施するものであること。

#### (8) 放送番組の高画質性

放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における 高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集さ れた放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高い こと。

(9) 災害に関する放送の実施 災害に関する放送の実施体制がより充実したものであること。

#### (10) 設備の維持

放送の業務の用に供する設備の保守及び管理体制並びに障害時の 対応体制がより充実したものであること。

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

(同左)

### (6) 青少年の保護

成人向け番組を含む放送を行わないことが<u>委託放送事項</u>に明確に記載されており、かつ、放送番組についてより充実した青少年保護措置を講ずるものであること。

(7) 字墓番組等の充実

(同左)

### (8) 放送番組の高画質性

<u>委託放送事項</u>に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合がより高いこと。

(9) 災害に関する放送の実施

(同左)

(10) 設備の維持

(同左)

(11) 提供条件の説明及び苦情等の処理

有料放送を<u>行う</u>場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

- 4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。
  - (1) 放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる<u>衛星基幹</u> 放送の業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる 業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位と することとする。
  - (2) 上記 2 (4) 及び 3 (8) の規定は、テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記 1 (2) に掲げる業務に係る申請についての上記 2 (4) 及び 3 (8) の基準の審査に当たっては、放送事項に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送(ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。)に係る放送時間の占める割合が 5 割である高精細度テレビジョン放送を行う衛星基幹放送の業務に係る申請とみなす。
  - (3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(4)後段の規定を準用することと

有料放送を<u>委託して行わせる</u>場合は、有料放送の役務の提供に関する契約の締結をしようとする際に当該役務の提供を受けようとする者に対し当該役務の料金その他提供条件の概要を説明するための体制並びに有料放送の役務の提供に関する業務の方法又は料金その他の提供条件についての国内受信者(当該役務の提供を受けようとする者を含む。)からの苦情及び問い合わせを適切かつ迅速に処理するための体制がより充実したものであること。

- 4 上記1から3までに掲げる基準によるほか、以下によること。
  - (1) 規則第17条の8第3項第2号ロに規定する放送衛星業務用の周波数以外の周波数を使用して行われる衛星放送を委託して行わせる委託放送業務の認定に係る上記1の審査については、上記1(2)に掲げる業務に係る申請の順位を上記1(1)に掲げる業務に係る申請と同順位とすることとする。
  - (2) 上記 2 (4) 及び 3 (8) の規定は、テレビジョン放送を行う<u>委託放送業務</u>に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。この場合において、上記 1 (2) に掲げる業務に係る申請についての上記 2 (4) 及び 3 (8) の基準の審査に当たっては、<u>委託放送事項</u>に明確に記載された一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送 (ハイビジョンカメラ等により制作・編集された放送番組の放送に限る。) に係る放送時間の占める割合が 5 割である高精細度テレビジョン放送を行う委託放送業務に係る申請とみなす。
  - (3) 上記3(2)の規定に基づき、一の者が法人又は団体の議決権を有しているか否かの判定については、第6条(3)後段の規定を準用することと

する。

- (4) <u>衛星基幹放送</u>における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請(併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。)であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る<u>衛星基幹放送の業務</u>を廃止する旨を届け出ているもの(放送法施行規則第76条第5項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号)第2号8を適用する場合を除く。)は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う<u>衛星基幹放送の業務</u>に 係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。
- <u>別添1</u> 対象設備と措置について(第3条(7)ア、第7条(4)ア及び第12条(7)  $\mathcal{F}(A)$  関係)

【別途意見公募を行うもの】

- <u>別添2</u> <u>放送の区分と送信の標準方式について(第3条(7)イ、第7条(4)イ</u> <u>及び第12条(7)ア(イ)関係)</u>
- 1 基幹放送設備を用いて行う基幹放送の品質
  - (1) 地上基幹放送局を用いて行う中波放送 中波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)の 規定に適合するものであること。

する。

- (4) 特別衛星放送における既存の放送番組の画質の向上を目的とする申請 (併せて番組内容の更なる充実を図ろうとするものを含む。) であって、当該申請と同時に、当該申請について認定を受けることを停止条件として当該既存の放送番組に係る<u>委託放送業務</u>を廃止する旨を届け出ているもの(放送法施行規則第17条の19第3項第4号の規定に基づき、総務大臣が別に告示するときを定める等の件(平成11年郵政省告示第776号第2号8を適用する場合を除く。) は、上記3(2)の基準に適合するものとみなすこととする。
- (5) 上記3(7)の規定は、テレビジョン放送を行う<u>委託放送業務</u>に係る申請に関し比較審査を行う場合に限り、適用することとする。

- (2) 地上基幹放送局を用いて行う超短波放送
  - ア アナログ放送を行う場合を行う場合超短波放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)の規定に適合するものであること。
  - イ デジタル放送を行う場合を行う場合標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)第二章の規定に適合するものであること。
  - ウ 超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う場合 超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準 方式(平成23年総務省令第●号)第二条から第四条まで、第五条 及び第八条の規定に適合するものであること。
  - 工 超短波データ多重放送を行う場合超短波データ多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)の規定に適合するものであること。
- (3) 地上基幹放送局を用いて行うコミュニティ放送 (2)の規定に適合するものであること。
- (4) 地上基幹放送局を用いて行うテレビジョン放送
  - <u>ア</u> 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準 方式(平成23年総務省令第●号)第三章の規定に適合するもので あること。 <u>イ</u> <u>地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送(デジタル放</u> 送を除く。)を行う場合

標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)第二章の規定に適合するものであること。

<u>ウ</u> 地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン音声多重放送を行 う場合

標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成2 3年総務省令第●号)第二章の規定に適合するものであること。

<u>地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン文字多重放送を行</u> う場合

標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(平成2 3年総務省令第●号)の規定に適合するものであること。

<u>オ</u> <u>地上基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送</u> を行う場合

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式 (平成23年総務省令第●号) 第二章の規定に適合するものであること。

# (5) 衛星基幹放送

<u>ア</u> 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う場合

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準 方式(平成23年総務省令第●号)第五章及び第六章の規定に適合 するものであること。 <u>イ</u> 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン放送(デジタル放 送を除く。)を行う場合

標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)第三章の規定に適合するものであること。

<u>ウ</u> 衛星基幹放送局を用いて行う標準テレビジョン・データ多重放送 を行う場合

標準テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成23年総務省令第●号)第三章の規定に適合するものであること。

(6) 移動受信用地上基幹放送

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方 式(平成23年総務省令第●号)第四章の規定に適合するものである こと。

2 登録衛星一般放送の業務に用いられる電気通信設備を用いて行う登録 衛星一般放送の品質

衛星一般放送の技術基準を定める省令(平成23年総務省令第●号) の規定に適合するものであること。

# 別添3 (第12条(7)イ(イ)関係)

<u>波長 (nm)</u>				
1530.33	1553.33	1577.03	1601.46	
1531.12	1554.13	1577.86	1602.31	

<u>1531.90</u>	<u>1554.94</u>	1578.69	<u>1603.17</u>
<u>1532.68</u>	<u>1555.75</u>	1579.52	1604.13
1533.47	<u>1556.55</u>	<u>1580.35</u>	1604.88
1534.25	<u>1557.36</u>	<u>1581.18</u>	<u>1605.74</u>
<u>1535.04</u>	<u>1558.17</u>	<u>1582.02</u>	1606.60
<u>1535.82</u>	<u>1558.98</u>	1582.85	<u>1607.47</u>
<u>1536.61</u>	<u>1559.79</u>	<u>1583.69</u>	1608.33
<u>1537.40</u>	<u>1560.61</u>	1584.53	1609.19
<u>1538.19</u>	<u>1561.42</u>	<u>1585.36</u>	<u>1610.06</u>
<u>1538.98</u>	<u>1562.23</u>	<u>1586.20</u>	<u>1610.92</u>
<u>1539.77</u>	<u>1563.05</u>	<u>1587.04</u>	<u>1611.79</u>
<u>1540.56</u>	<u>1563.86</u>	<u>1587.88</u>	<u>1612.65</u>
<u>1541.35</u>	<u>1564.68</u>	<u>1588.73</u>	<u>1613.52</u>
<u>1542.14</u>	<u>1565.50</u>	<u>1589.57</u>	<u>1614.39</u>
<u>1542.94</u>	<u>1566.31</u>	<u>1590.41</u>	<u>1615.29</u>
<u>1543.73</u>	<u>1567.13</u>	<u>1591.26</u>	<u>1616.13</u>
1544.53	<u>1567.95</u>	<u>1592.10</u>	<u>1617.00</u>
1545.32	<u>1568.77</u>	<u>1592.95</u>	1617.88
1546.12	<u>1569.59</u>	<u>1593.79</u>	1618.75
1546.92	<u>1570.42</u>	<u>1594.64</u>	1619.52
1547.72	<u>1571.24</u>	<u>1595.49</u>	1620.50
1548.51	1572.06	<u>1596.34</u>	1621.38
1549.32	1572.89	1597.19	1622.25

<u>1550.12</u>	<u>1573.71</u>	1598.04	1623.13
<u>1550.92</u>	1574.54	1598.89	1624.01
<u>1551.72</u>	<u>1575.37</u>	<u>1599.75</u>	1624.89
<u>1552.52</u>	<u>1576.20</u>	1600.60	